

# 附属資料

# 豊橋市教育課題検討会議設置要綱

## (設置)

第1条 時代の変化に伴い様々な教育課題が浮かび上がる中、児童・生徒の教育環境の向上に向け、幅広い市民の意見と各方面の専門的な見識を反映させた検討を行うため、豊橋市教育課題検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会議は、豊橋市を取り巻く教育課題に関する検討及び豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して必要な提言を行う。

## (委員の構成)

第3条 検討会議は、委員9名程度をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体の構成員及び公募者等のうちから教育委員会が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、再任は妨げない。ただし、平成23年度に委嘱された者の任期は、平成25年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (代表)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副委員長は、委員長の指名した者とし、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 検討会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し可否同数の時は委員長の決するところによる。

## (意見の聴取及び資料提出)

第7条 委員長は、検討を進めるにあたり必要があると認めるときは、検討会議において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育委員会教育政策課において行う。

## (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 検討会議の第1回目の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## 豊橋市教育課題検討会議委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	岩 崎 正 弥	学識経験者（愛知大学教授）
副委員長	白 井 正 康	学識経験者（愛知教育大学特任教授）
委 員	白 井 宏 治	豊橋市立小中学校長会 推薦
委 員	村 川 博 美	自治連合会 推薦
委 員	宮 本 忠	小中学校 PTA 連絡協議会 推薦
委 員	鈴 木 啓 史	小中学校 PTA 連絡協議会 推薦
委 員	高 橋 豊 彦	一般公募
委 員	内 藤 静 江	一般公募
委 員	朝 倉 京 子	一般公募

## 会議経過

年 月 日	事 項
平成 23 年 8 月 12 日	第 1 回豊橋市教育課題検討会議 ■現状と課題整理① ■会議の趣旨と目的の確認 ・児童生徒数及び学級数の推移 ・特定地域隣接校選択制度と特認校制度の現状と課題
10 月 31 日	第2回豊橋市教育課題検討会議 ■現状と課題整理② ・教室の過不足状況 ・校区外通学許可基準の確認 ・公立学校の学級編制基準 ■学校規模が教育環境に及ぼす影響(メリット・デメリットの再整理) ■特定地域隣接校選択制度に係るアンケートの内容・対象者の整理 ■学校規模の適正化に関する基本方針の骨格について
平成 24 年 1 月 16 日	第3回豊橋市教育課題検討会議 ■特定地域隣接校選択制度のアンケート調査結果について ■学校規模の適正化に関する基本方針の中間報告に向けて ・中間報告に盛り込むべき範囲の確認 ・豊橋市における適正な学校規模
3 月 5 日	第4回豊橋市教育課題検討会議 ■学校規模の適正化に関する基本方針の中間報告に向けて ・豊橋市における適正な学校規模 ・適正規模を検討する際の特別支援学級の位置づけ ・適正規模を定める上での基本的な考え ・小学校と中学校の関係整理 ・学校規模の適正化の検討が必要となるケース
5 月 23 日	第5回豊橋市教育課題検討会議 ■学校規模の適正化に関する基本方針のとりまとめに向けて① ・中間報告の確認 ・学校規模の適正化を実現するための具体的な手法及び優先順位
7 月 27 日	第6回豊橋市教育課題検討会議 ■学校規模の適正化に関する基本方針のとりまとめに向けて② ・具体的な手法を用いる際の留意事項及び手順 ・適正化の検討が必要となる小中学校
10 月 22 日	第7回豊橋市教育課題検討会議 ■学校規模の適正化に関する基本方針のとりまとめに向けて③ ・おわりに ・附属資料 ・全体調整
11 月 26 日	第8回豊橋市教育課題検討会議 ■学校規模の適正化に関する基本方針への提言完成